

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路線名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡皆野町大字皆野字大塚一四五番一地从先から 秩父市蒔田字西ノ入一七五二番五地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月二十五日 (午後四時)</p>
<p>備考</p>	<p>平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号、平成二十二年十二月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号、平成二十九年三月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四一〇七・四五メートル</p>